別表中

ベネズエラ	ボリバル	840	580	320	320	80

を

ベネズエラ	ボリバル	1,230	850	460	460	120

に改める。

（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表中

ベネズエラ	
ボリバル	
130	
40	
90	
30	
20	
20	

を

ベネズエラ	
ボリバル	
185	
46	
123	
31	
15	
15	

に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○外務省令第八号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項各号列記以外の部分中「国際原子力協力室は、」の下に「原子力の平和的利用に関し、」を加え、同項第一号中「原子力の平和的利用（原子力の軍事的利用への転用の防止に関するものを除く。以下同じ。）」を「原子力の安全及び原子力の平和的利用のための技術に関する協力」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「原子力の平和的利用」を「原子力の安全及び原子力の平和的利用のための技術に関する協力」に改め、同項第四号中「並びに」を「及び」に改め、同項に次の一号を加える。

五　原子力の平和的利用に関する協力のための条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○財務省令第九号

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）第三条の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二　削除

第二条第二号の二を削り、同条第五号の四中「法」を「特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下「法」という。）」に改め、同条第八号から第十一号までを次のように改める。

八から十一まで　削除

第三条第一項第二号を次のように改める。

二　削除

第三条第一項第二号の二を削り、同項第八号及び第九号を次のように改める。

八及び九　削除

第十条第一項第十五号及び第十六号を次のように改める。

十五及び十六　削除

第四号書式中「、「農林水産大臣」」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（次条において「法」という。）の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。